

「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」を考える

■主旨

建築士は、建築や生活環境づくりを通して、地域住民の命と暮らしを守る、大きな役割があると考えています。しかし、ひとたび災害が発生し、住まいが被災すると普段の暮らしが崩壊し、あたりまえの日々が奪われます。当然ですが、住まいを修復して、普段の暮らしを再生させるのも、私たち建築士や建築士会の役割であると考えています。

そこで、災害対策委員会では、令和2年度に建築士が発災前に事前対策として地域で備えるべき活動内容を示した「地震風水害対策用・建築士会事前防災活動指針」を策定しました。また令和3年度には、災害発生時に建築士会の取組む基本姿勢と連合会や各士会が災害時に対応すべき行動フローをまとめた「建築士会の災害対応 2022 改訂版」を策定しました。さらに、昨年度は、建築士を含めた建築技術者が被災住宅等の復旧に取り組む際に、被災地の復旧対策の知見や貴重な体験データを集めた実用的指針としての「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」を策定いたしました。しかし、災害の規模や種類は多様で複雑であり、災害現場では新たな対策に直面することも想定されます。こうした苦労や新たな対策を講じた経験、知識を次の世代に活かせる様に、このマニュアルに必要に応じて追記など、実情に応じてカスタマイズしながら利用することが大切であると考えています。

今回のセッションでは「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」の周知を第一の目的に、被災地の建築士としてマニュアル作成に関わった委員から担当した項目の解説と共に、経験した災害現場での建築士の役割を述べて頂きます。さらに第二の目的として、会場の参加者と共に、自らが経験された災害現場とその対応や今後の課題を共に議論していきたいと考えています。

■プログラム(10時～12時)

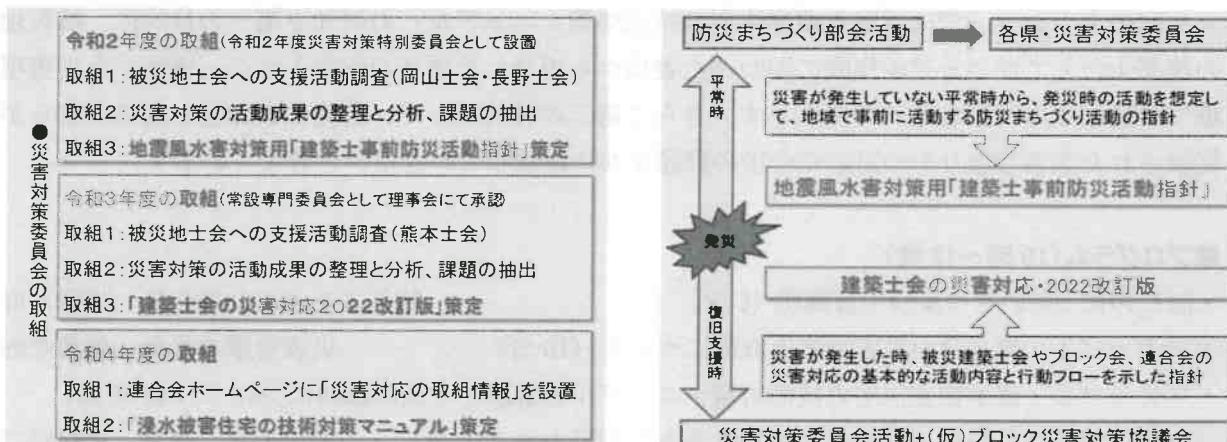
- ・はじめに：あいさつ及び主旨説明（5分） 防災まちづくり部会長 佐藤幸好
- ・ステップ1：連合会の災害対策の取組について（10分） 災害対策委員長 佐藤幸好
- ・ステップ2：浸水被害住宅の技術対策マニュアルの解説と今後の課題について（全60分）
 - 第1章：はじめに・マニュアルの考え方と利用方法（10分） 岡山士会 理事 中村陽二
 - 第2章：被災住宅の応急処置と応急復旧工事（20分） 長野士会 防災委員長 湯本和正
 - 第3章：被災住宅の相談窓口業務（20分） 熊本土会 副会長 廣田清隆
神奈川士会 防災・災害対策委員会 委員長 河原典子
 - 第4章：被災住宅の応急復旧体制の提案（10分） 徳島士会 相談役 佐藤幸好
- ・ステップ3：秋田県の風水害の被害状況と課題について（10分） 秋田士会 まちづくり副委員長 佐々木昭仁
- ・ステップ4：災害現場での課題について（会場参加者の被災報告も含めて）（40分） 進行 佐藤幸好

■セッション運営担当

- ・受付及び資料配布：静岡士会担当者+防災まちづくり部会参加者
- ・全体進行：連合会まちづくり委員（防災まちづくり副部会長） 坪倉菜水
- ・セッション録画、録音：連合会まちづくり委員（防災まちづくり副部会長） 清水浩史
- ・報告者：連合会災害対策委員 中村、湯本、廣田、河原、佐々木、佐藤

●ステップ1：連合会の災害対策の取組について 連合会災害対策委員長 佐藤幸好

令和2年度に連合会では「災害対策特別委員会」を設置して、従来の地震災害対応の指針に風水害対策も加えた「地震風水害対応・建築士会事前防災活動指針」を策定しました。また、令和3年度に「災害対策特別委員会」は、連合会の常設専門委員会として災害対応の司令塔的役割を持つ「災害対策委員会」として生まれ変わりました。委員会では、平成14年策定されてから改訂されなかった、建築士会の災害に取組む基本姿勢と連合会や各士会が災害時に対応すべき行動フローをまとめた「建築士会の災害対応」の全面的な改訂に取り組み、「建築士会の災害対応2022改訂版」が策定されました。さらに、昨年度は、建築士を含めた建築技術者が被災住宅等の復旧に取り組む際に、被災地の復旧対策の知見や貴重な体験データを集めた実用的指針としての「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」を策定いたしました。この技術対策マニュアルは、各士会の中で、明日にも発災する浸水被害に対して、技術的に対応できるマニュアルになっています。また、連合会HPのトップページに「災害対応の取組情報」のボタンを設け、利用しやすいようにHPを改編いたしました。そこには、先ほど紹介いたしました連合会策定の3冊の指針やマニュアルの他、各士会や他の団体で作成したマニュアル等にも、簡単にアクセスできるようになっていますので、是非一度ご覧頂き災害対策情報の所在を確認していただきたいと考えています。



連合会では、今年度中に各県での災害対策委員会等の設置と共に、広域災害対策を目的としたブロック内での(仮)ブロック災害対策協議会の設置を検討して頂くようにお願いをしています。こうした取組によって、連合会と各士会、ブロック会の災害対策の連携が強化されると考えています。さらに各県では「普段づきあい」としての防災まちづくりの推進と共に、「事前の備え」として、行政との災害時連携協定の締結に向けた取組を促進していただくことで、地域での信頼が醸成され発災時の迅速な活動が開始できるものと考えています。災害対策委員会は、こうした各士会やブロック会の取組や連携策を全面的に支援していきたいと考えていますので、これからも災害対策委員会へのご協力をお願いいたします。

●災害対策委員会からのお願い

- ・各県での災害対策委員会等の設置（1月の理事会で令和5年度中の設置が決議）
- ・広域災害対策を目的とした、各県委員による（仮）ブロック災害対策協議会の設置
- ・各県での「普段づきあい」としての防災まちづくり活動の推進
- ・各県での「事前の備え」として、行政との災害時連携協定の締結

●ステップ2：浸水被害住宅の技術対策マニュアルの解説と今後の課題（全60分）

第1章はじめに

1. マニュアルの考え方と利用方法

1) 考え方について

近年わが国では、地震、強風、豪雨等、多様な災害が各所で頻繁に起きていますが、災害の現場にボランティアが入ることが一般化しつつあります。なかでも、一定の技術を有する技術ボランティアと呼ばれる方が被災現場で住宅等の応急措置や復旧の支援を行う事例が増えてきています。そこで、被災住宅等の安全確保のための応急措置や災害後の復旧を円滑に進めるうえで、行政や建築士会等組織化された建築士と共に、技術ボランティアのマンパワーと適切に協働することが望まれています。しかしながら、行政職員や建築士も含めた技術ボランティアが、住宅・建築物の応急措置や暫定的な復旧に関し必要かつ十分な知識を持っているとは限らず、間違った内容のアドバイスや現場での不適切な対応を行った結果、その後の本格的な復旧に支障を生じた例も報告されています。

そこで、行政職員や建築士も含めた技術ボランティアが被災住宅等の復旧に取り組む際、まず被災地の建築士から、体験を通して災害復旧対策の知見を学ぶことから始めるのが良いと考え、日本建築士会連合会の災害対策委員会が被災地の会員に声かけし、貴重な体験データを集めて実用的なマニュアルにまとめる作業をすることになりました。

2) 利用方法

このマニュアルは、各県の建築士会が自らの会員を対象とすることはもとより、自治体の職員や技術ボランティアを含めた一般の建築関係者向けの災害復旧講座等を開催し、建築士会の社会貢献活動として利活用して頂く事を想定しています。

また、災害の規模や種類は多様で複雑であり、日々、現場では新たな対策に直面することも想定されます。こうした苦労や新たな対策を講じた経験、知識を次の世代に活かせる様に、このマニュアルに必要に応じて追記したり或いは書き換えるなど、実情に応じてカスタマイズしながら利用頂く事が大切です。本委員会では、こうした事例を随時、各県建築士会などを通じて情報収集し、そのデータをもとに改訂していくことが重要と考えております。

2. 応急処置での基本的な注意点

適正な応急処置は、本来であれば被災した全ての建物に対して実施されるのが望ましいですが、実際の災害現場では、被災規模にもよりますが、建築士等のマンパワーが不足しがちで短期間にすべての被災家屋に応急処置のアドバイスを徹底する事が困難であると考えています。そうした中、少しでも多くの住宅再建に応じるためには、往々にして応急処置を講じる建物の峻別（対応可否判断）をせざるを得ないことがあります。また、応急処置をする際にも将来のリフォーム等を考慮して、なるべく合理的かつ柔軟な対策をしておくことが重要です。ここでは、こうした項目を中心に要点をまとめています。

●注意するポイント

その1・そもそも、住宅の復旧が可能か不可能かを見極める

土石流や水流の直撃を受けるなど、見るからに復旧が厳しい家屋は解体・撤去となる可能性が高く、ひとまず後回しにします。一方で一見して被害が軽く応急処置をしておけば、後からリフォーム等で住宅再建が出来ると判断される場合は速やかに応急処置を提案します。

地盤改良杭が露出した住宅	基礎下部が流失した住宅
堤防決壊か所に近い地域では、水流で地盤が流失し地盤改良杭等が露出する場合があります。杭など地盤保証の問題もあり、こうした例では原則的に解体の検討対象となります。※上部躯体が正常である場合、曳家等の措置で使用可能なケースもあります。	堤防決壊か所に近く埋め立て地盤等の地域では、決壊流の流速と水圧により、流水が基礎下部に入り込み地盤を洗い流す「洗堀」被害を受ける場合があります。被害の程度にも寄りますが、こうなると原則的に解体の検討対象となります。
河川の流出土砂で埋まった住宅	土石流の被害を受けた住宅
決壊した堤防や河川からの流出土砂で埋まる住宅があります。こした被災家屋は、応急処置ではなく、原則として解体の検討対象となります。	土石流により被害を受けた建築物は、構造体に大きな損傷を受けている場合が多く、損傷部位や被害規模にもよりますが原則的に解体対象となります。
基礎ごと浮き上がった住宅	基礎や地盤が良好で建物の損傷も軽い場合
浸水深度が深い地域では、家が基礎ごと浮き上がってしまう住宅があります。浮動した距離や地盤、傾斜といった被害全体の程度によっては、解体の検討対象となります。※曳家等で使える場合もあります	床上程度の浸水地域で、基礎の浮き上がりや土砂による基礎、壁の破壊など構造躯体に大きな損傷が見当たらない場合は、応急処置の対象となり、リフォーム等の検討を行います。

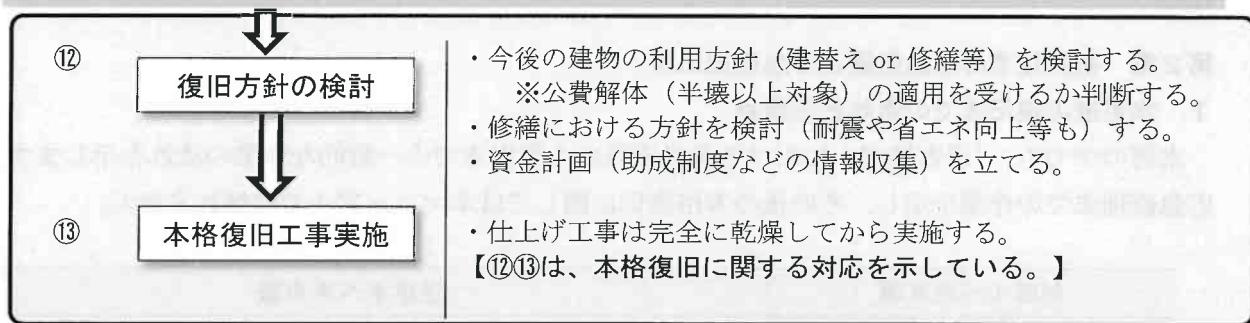
解体又はリフォームの判断例（トリアージ）

第2章 被災住宅の応急処置と応急復旧工事

1. 水害後の復旧までの流れと注意点

水害の中でも、「浸水被害」における発災直後から復旧までの一般的な作業の流れを示します。応急修理までの作業を示し、その後の本格復旧に関しては本マニュアルでは触れません。

対応すべき事項	注意すべき事項
<p>① 水が引くまで待つ ↓</p> <p>② 被災状況写真撮影 ↓</p> <p>③ 排 水 ↓</p> <p>④ 家財の搬出・移動 ↓</p> <p>⑤ 床仕上材等の撤去 ↓</p> <p>⑥ 泥(堆積物)の除去 ↓</p> <p>⑦ 壁仕上材等の撤去 ↓</p> <p>⑧ 設備の点検 ↓</p> <p>⑨ 設備機器の撤去 ↓</p> <p>⑩ 消 毒 ↓</p> <p>⑪ 乾 燥 ↓</p> <p>⑫ 応急修理の実施 ↓</p> <p>以下「本格復旧」へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水流が激しい場所や浸水している時間が長いと床や壁、設備等への影響が拡大して、復旧が困難となる。 建物周囲全ての面と浸水した各部屋の被災状況をできる限り多く撮影する。 水は何が混じっているかわからない「汚水」であることを認識し、作業は衛生管理に注意する。 <p>※ここからの作業は被災状況から「解体」と決断した場合は、家財の整理等の必要な作業のみ行うことも検討する。</p> <p>④～⑨は状況に応じて同時に使う項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 泥出し、応急修理や復旧に不可欠な作業である。 合板使用の家具は一般的には使用不可と判断する。 「生活ごみ」と「災害廃棄物」は区分し、アスベストに注意する。 仕上げ材の材質と被害状況や基礎の高さ（人が入れるか否か）によって撤去するか否かを判断する。 基礎形式（べた基礎か布基礎等）で対応が異なる。必要により床材を剥ぎ、水洗いを同時に行う。 布基礎のときは元の土をできる限り残して除去する。 内壁と外壁、また仕上げ材料によって撤去方法が異なる。 グラスウール等は乾かず、カビ発生の要因となるため撤去する。 “使えそう”的判断はやめ、実際に使えて危険性があるため専門業者に点検を依頼する。 浸水した配管類の保温材（グラスウール等）は撤去する。 グレードを上げると応急修理の対象外となることに注意する。 用途に合わせて薬剤を選ぶ。 カビ防止目的の水溶性薬剤は濡れた部分は効果が低い。 自然乾燥は2か月以上要する。床下などに扇風機等で送風する。 防犯上から締め切る場合は換気扇を作動させるなど工夫する。 市町村へ登録業者→見積提出→審査後市町村から業者へ依頼→完了後に市町村から業者へ助成金が交付されることがポイント。 対象となる工事であるか事前に市町村へ確認する。 本格復旧工事との関係を整理して適用を受けるか否か判断する。 <p>※この作業の間に災害救助法、被災者生活再建支援法適用の確認と罹災証明申請を行う。</p>



◇応急処置の参考となる既存資料の活用と効果的で信頼性の高い資料作成に向けて

近年の頻発する水害に対応して、多くの自治体はホームページに対処方法などを掲載しています。これらの資料の基になっているのは、「震災がつなぐ全国ネットワーク」が作成した「水害にあったときに」であり、多くの自治体が発災時に被災者へ配布しています。また、各建築士会もこの資料を基に独自の被災者向けの資料を作成しています。（下図参照）

災害直後にはこれらの既存資料を活用することが効果的ですが、災害の状況や地域の実情に応じたアドバイスも必要です。また、建築士が応急処置の方法をアドバイスするといつても、日常業務において就いている業務は様々であり、全ての分野で技術的に長けているわけではないことから、水害特有の技術的なアドバイスのよりどころとなるマニュアルを示していくことが望まれます。引き続き、これまでの多くの実績と反省を基に、今後の水害においてより効果的で信頼性の高い情報提供を行うことが求められているといえます。

Web公開版(2021年7月)

水害にあったときに

震災がつなぐ全国ネットワーク・編

水害後の 現場に貼って使える
応急対応シート

目 次

このシートの使い方	001
地震情報	002-003
行動するための知識	004
震災がについて	005
震災の実験について・洗浄について	006
活動について・避難について	007
力が必要なときに	008
はまやかな防災は大切です	009
おまけ 防災は大切です	010

このシートは国土交通省建築基準整備局が監修

企画室

第3章 被災住宅の相談窓口業務

1. 相談内容の経過と分類

- ・発災直後から時間の経過とともに相談内容は変化

2. 台風豪雨災害における相談活動の状況

- ・災害の規模、範囲、被害の実態は多様→過去の災害を教訓に災害に備えることは、復興に向かって、被害の最小化を目指す上で最も重要

3. 相談員の心得

(1) 心構えと配慮

- ・気持ちに寄り添い話をよく聞くこと/今何が必要かを判断する冷静さと心構えが大切
- ・ニーズを整理しサポート（焦らず、穏やかに、順を追ってゆっくり話を聞く）

(2) 相談の窓口の体制

- ・相談経験の有無/講習会受講者名簿等から募集→最低基準の対応スキル者を選抜

(3) 相談の進め方

- ・③相談の内容を聞く→火災保険や公的助成の可能性を説明
- ・事業者紹介の相談が最多→「登録事業者リスト」適切な事業者を選べるようにアドバイス
- （4）注意すること 推測で答えない（法律/融資）
- ・言葉づかいは丁寧に。相談者に敬意を払い、まずは相談者の話をよく聞く姿勢

4. 相談事例集

(1) 片付け・清掃・消毒・乾燥方法等について

(2) 施工業者の紹介・見積り依頼について

(3) 公費解体・公的支援制度・手続きについて

(4) 仮設住宅・その他

5. 相談票の書式例と参考資料

(4) 参考資料：被災者生活再建カード（永野 海弁護士作成）

- ・「災害救助法」（基本法）/「被災者生活再建支援法」/独自の支援制度適用の確認
- ・「応急修理制度」と「仮設住宅入居」「公費解体」は、原則同時利用不可
(R2より条件付利用可)

●参考資料：弁護士永野海・被災者支援情報さぼーとページ (<http://naganokai.com/hisapo/>)

・住まいの再建ロードマップ

罹災証明書発行後、住まいの再建方法として、修理、建替え、引越しなどを検討する際や、再建方法のイメージが固まってきた段階で活用できるロードマップ。次に何をすればよいかの参考。

・「ひさぼ」について（HPから）

ひさぼ（被災者支援情報さぼーとページ）は、支援制度など被災者支援情報をご紹介するページです。ページ内のツールは、ご利用、配布自由ですが、改編や商用利用はご遠慮下さい。

支援制度を上手に活用して、被災後の生活再建にお役立て下さい。各ツールは、内閣府「災害ケースマネジメント実施の手引き(令和5年3月)」にも掲載(133-134p, 154p)いただいています。

被災後の再建は必ずできますので、焦らず、あきらめず、まずは支援制度を確認してみましょう。

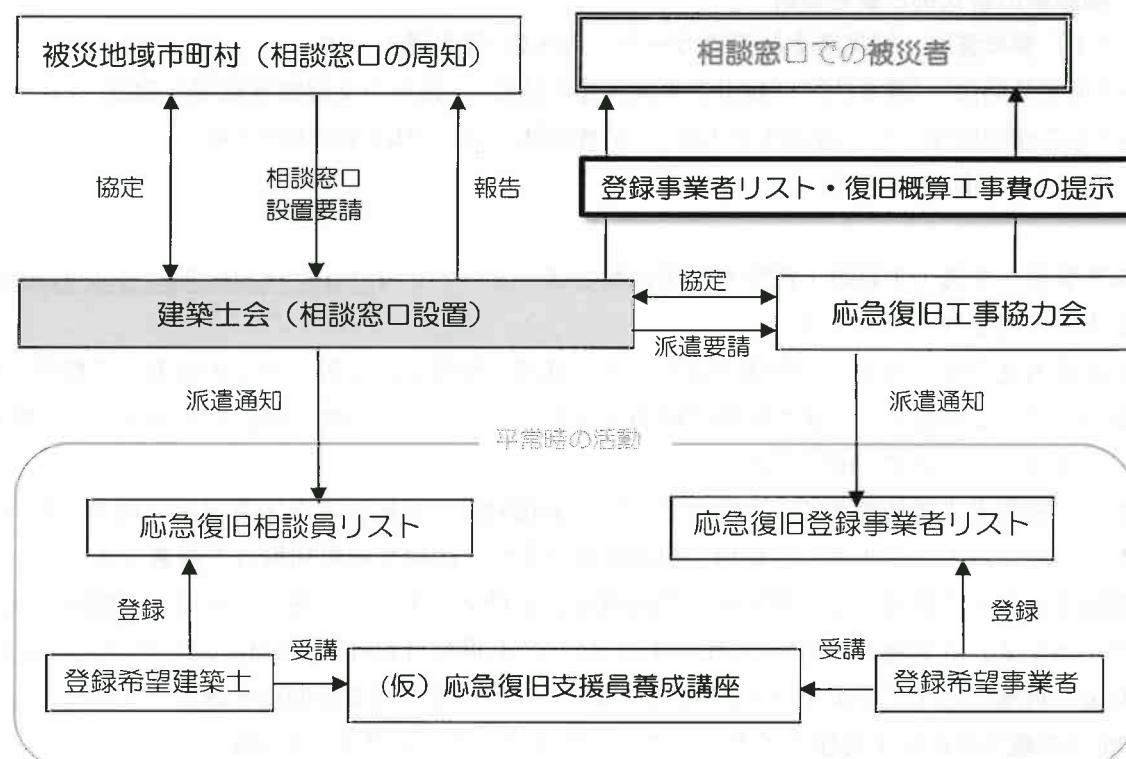
・NHK「避難生活＆住宅再建ガイドブック」（ひさぼへのリンクあり）NEW！

第4章 被災住宅の応急復旧体制の提案

被災者の相談窓口において被災者が求める事項として、発災後の約1年以内の期間は「信頼できる施工業者」や「復旧工事費の見積」の相談が一番多くなっています。しかし、どこの相談窓口も同様ですが、基本的には「個別の業者紹介」は行わないこととし、相談者へは、一般的な業者選定の方法を伝えるにとどめています。また、「復旧工事費の見積」についても、被災住宅の損傷程度が不明の為に建築の専門相談員も、大まかな概算費用さえ伝えることに躊躇しているのが実情となっています。しかし、災害時には、詐欺まがいの業者も含めて様々な業者が被災者にアプローチしています。その後のトラブルを未然に防ぐ観点からも業者選定と概算工事費の紹介は、重要な相談事項だと考えます。

そこで、この章では、被災住宅の応急復旧体制の整備に向けた、建築士会のモデル的な取組として、顔の見える施工業者の登録体制と共に、復旧工事の概算費用を算出する相談体制の整備を目的に、平常時からの応急復旧工事協力会（以下、協力会とする）の設置を提案いたします。

- ①市町村は建築士会に対し、相談窓口の設置を要請する。
- ②市町村の要請に基づき、建築士会は相談窓口を設置する。
- ③相談窓口では、事業者の紹介を求める被災者に「登録事業者リスト」を提供する。
- ④相談窓口では、復旧工事費用を求める被災者に「概算の工事費」を提供する。
- ⑤被災者は、「登録事業者リスト」や「概算の工事費」を参考に、応急復旧工事を依頼する。
- ⑥登録事業者は、安心かつ迅速な応急復旧工事を実施する。
- ⑦被災地域の登録事業者だけでは迅速な応急復旧が困難な場合、建築士会は、提携先協力会に応援を求め、地域間応援協力体制を発動する。
- ⑧平常時の活動として、相談窓口の相談員を希望する建築士や応急復旧事業者リストに登録を希望する事業者は、建築士会と協力会が共催する（仮）応急復旧支援員養成講座を受講する。



●ステップ3：秋田県の風水害の被害状況と課題について（15分）

(一社) 秋田県建築士会 まちづくり副委員長 佐々木昭仁

1 線状降水帯によらない都市型被害と農村山間部被害（出典：気象庁_公開資料）

梅雨前線が東北北部に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、14日から16日にかけて、県内は広い範囲で大雨となり、白神山地や太平山地付近を中心に、激しい雨や非常に激しい雨となった所があった。総降水量は、多い所で400ミリを超え、解析雨量では局地的に約500ミリとなるなど記録的な大雨となり、藤里、男鹿、秋田、秋田市岩見三内、秋田市仁別、角館では、72時間降水量が観測史上1位を更新した。

県のまとめ（7月27日16時00分現在）によると、五城目町で死者1名、秋田市で負傷者4名の人的被害があったほか、秋田市、五城目町、能代市、三種町、上小阿仁村、仙北市などで河川が氾濫し、床上・床下浸水が発生した。また、秋田市、藤里町で土砂災害が発生するなど、県内の広い範囲で被害があった。

現在（8月末現在）のところ、今回の大雨では、線状降水帯によるものではないと報道されている。

2 被害状況（出典：秋田県防災ポータルサイト8月16日公開値(8月15日判明分)）

市町村名	秋田市	能代市	男鹿市	由利本荘市	潟上市	大仙市	北秋田市	仙北市	上小阿仁村	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町	合計
床上	3264	111	12		6	16	1	8	5		14	3	399	8	3	3850
床下	2101	199	22	3	40	31	1	49	24	5	24	20	200	19	15	2753

3 課題

一般的な課題は県庁所在地である秋田市の市街地において、河川の水位が上昇したことにより、内水排水が処理されず、内水氾濫が発生したこと。それにダム放流の要因を加え、断続的な長時間の降雨に伴い河川の増水による外水氾濫、いわゆる洪水が併発した。内水氾濫を改善するために下水道整備を図っても、根本的に排水先となる河川の流れの阻害要因を排除する必要があり、河川改修による線形の改善や橋梁位置の変更など、複数の事象に行政が対策を講じるとしても容易にできるものではない。

このまま国土受け身の体制を続けるならば、「お金と時間」の問題が永遠の課題となってしまう。

今後は、あらゆる気象データに基づき、雨雲に対する先進的な技術開発等を展開していくべきではないかと考える。

4 被災後における秋田県建築士会の対応

秋田県建築士会としては、今回の災害を契機と捉え、直ぐに（一財）秋田県建築住宅センターと災害情報等を共有し連携強化を図った。

- ・「あきた浸水被害住宅相談実施要領」の制定および「あきた浸水被害住宅相談」の実施
リンク先 <https://www.akjc.or.jp/news/2696/>
- ・8月10日 「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」説明会
(於:ミルハス 講師:長野県建築士会 湯本氏)
リンク先 <http://www.akitakenchikushika.or.jp/news/sinsui2.pdf>



秋田駅東ロータリ冠水



あきた大会の主会場ミルハス



※当該説明会に行政関係者が25名(78名中)受講。受講後、当該マニュアルが秋田市公式サイトで公開中。

リンク先 <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1039399.html>

●ステップ4: 災害現場での課題について(会場参加者の被災報告も含めて)(40分)

進行 佐藤幸好

・被災者支援の観点に加え、防災まちづくりに関して建築士ができることや果たす役割について協議したいと考えている。

(例)

①近年の水害によって明らかになっている被災者支援のための拠点となる施設が浸水して機能不全となったり、被災者の生活や復旧作業への影響が出ていることについて。

②空き家の増加に伴う被災地でのまちの復興の課題、これに加えて被災地域によっては、古くからある伝統建造物の解体によって失われる街並みについて。

③浸水被害想定地域の被災前過疎の状況や公費解体の影響も含めた地域の過疎化について。

災害に係る住家の被害認定基準の改正経緯(浸水被害関係)

R元. 10以前				R元. 10認定基準改定(各支援金額は別)				R3. 3認定基準改定(現在)(各支援金額は別)			
認定	水浸等	支 援	支 援	認定	水浸等	支 援	支 援	認定	水浸等	支 援	支 援
全壊	床上1.8m以上	○被災者生活再建支援 (H10) 最大100→300万円 ○公費解体適用(H8 ~?)	床上1.8m以上	○被災者生活再建支援 最大300万円 ○公費解体適用	全壊	床上1.8m以上 (半壊以上で解体 した場合も同様)	○被災者生活再建支援 最大300(基礎100+加算200)万円 ○公費解体適用	床上1.8m以上 (半壊以上)	○被災者生活再建支援(修理時) 最大150(基礎50+加算100)万円 ○応急修理 70.6万円(R5)+被害拡大防止 緊急修理5万円(R5)	床上1.8m以上 (半壊以上)	○被災者生活再建支援(修理時) 最大150(基礎50+加算100)万円 ○公費解体適用
大規模半壊	床上1.8m以上 1.8m未満	○被災者生活再建支援 最大0→100→150万円 ○応急修理(最近の改 正) 52万円(H23) 54.7万円(H25) 56.7万円(H28) 57.6万円(H28) 58.4万円 ○公費解体適用	床上1.8m以上 1.8m未満	○被災者生活再建支援 最大150万円 ○応急修理 59.5万円(R1) 65.5万円(R4) ○公費解体適用	大規模半壊	床上1.8m以上 1.8m未満	○被災者生活再建支援 最大150万円 ○応急修理 70.6万円(R5)+被害拡大防止 緊急修理5万円(R5)	床上1.8m以上 1.8m未満	○被災者生活再建支援(修理時) 最大50(基礎0+加算50)万円 ○応急修理 70.6万円(R5)+被害拡大防止 緊急修理5万円(R5)	床上1.8m以上 1.8m未満	○被災者生活再建支援(修理時) 最大50(基礎0+加算50)万円 ○公費解体適用
半壊	床上1m未満	○応急修理 ※金額は上記に同じ ○公費解体適用	床上1m未満	○応急修理 59.5万円(R1) 65.5万円(R4) ○公費解体適用	半壊	床上1m未満	○応急修理 70.6万円(R5)+被害拡大防止 緊急修理5万円(R5)	床上1m未満	○応急修理 70.6万円(R5)+被害拡大防止 緊急修理5万円(R5)	床上0.5m未満	○公費解体適用
一部損壊	床下浸水	上記支援なし	床下浸水	床下浸水 (損傷割合によ る)	準半壊	床下浸水 (損傷割合による)	床下浸水 (損傷割合による)	床下浸水 (損傷割合による)	床下浸水 (損傷割合による)	一部損壊	上記支援なし

R元. 10以前

R元. 10認定基準改定(各支援金額は別)

R3. 3認定基準改定(現在)(各支援金額は別)

※全壊の場合は引き続き被災家屋に居住する場合は応急修理の対象となる場合がある。

※応急修理の助成額は認定基準の改正とはリンクしない。(過去の金額は調べられる範囲で確認できたもの)
※公費解体が半壊に適用されるか否かは、災害による被害の状況で判断される。過去には「特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律」に基づき「特定非常災害」に指定された災害が対象となつてている。ただし、令和3年7月の熱海市・土石流災害等例外的に適用されている災害もある。

※最大支援金(は、被災者生活再建支援法適用「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の修理の場合、(基礎)基礎支援金、「基礎」基礎支援金、(加算) 加算支援金を示しています)。
※令和5年6月告示「被害拡大防止緊急修理費用の助成5万円」発災直後、早急に屋根や外壁のブルーシート掛けなど、1世帯あたり緊急修理5万円の助成が追加された。

《関連リンク情報》

◆震災がつなぐ全国ネットワーク HP◆「水害にあったときに」の冊子入手先
<https://shintsuma.org/>

◆岡山県建築士会倉敷支部 HP◆平成30年西日本豪雨災害からの教訓「水害に備えて」の冊子入手先
<https://kurashikishibu.wordpress.com/>

◆熊本県建築士会◆災害対策特別委員会の「災害対応マニュアル」の入手先
[災害対策特別委員会 | 熊本県建築士会 \(kumashikai.or.jp\)](https://kumashikai.or.jp/)

◆長野県建築相談連絡会（事務局 長野県建築士会）◆令和元年東日本台風災害相談体制関係資料
<http://www.nagano-kenchikushikai.org/soudan/>

◆令和元年東日本台風災害対応検証報告書（長野市HP）◆報告書入手先
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n024000/contents/p000020.html>

◆令和元年東日本台風長野市災害記録誌（長野市HP）◆記録誌入手先
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n040800/contents/p000019.html>
※その他自治体では多くの記録誌や検証報告書がアップされています。

◆内閣府「HP 防災情報のページ」◆
<https://www.bousai.go.jp/index.html>

➤被災者生活再建支援制度や災害救助法による応急修理等被災者支援制度について掲載されています。
➤災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの個別状況を把握した上で必要に応じ専門的な関係者と連携しながら、被災者の自立・生活再建が進むように継続的にマネジメント支援する取組です。
この他、「防災情報のページ」には[公表資料][災害の情報]他防災に関する様々な情報が掲載されています

◆環境省「災害廃棄物対策情報サイト」◆公費解体制度等に関する情報が掲載されています。
<http://koukishori.env.go.jp/guidance/download/>

◆被災建築物応急危険度判定全国協議会（日本建築防災協会のHPから入ります）◆<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>

◆全国被災宅地危険度判定協議会◆
<https://www.hisaitakuchi.jp/>

◆被災者支援情報さぽーとページ◆
<http://naganokai.com/hisapo/>

これまで被災地の相談での質問や判断に困った事例が多く理解しにくい制度と支援について、わかりやすく作成された資料が多く掲載されています。
<5.住まいの再建ロードマップ><http://naganokai.com/hisapo/#5>
※罹災証明書発行後、住まいの再建方法として、修理、建替え、引越しなどを検討する際や、再建方法のイメージが固まってきた段階で活用できるロードマップ。次に何をすればよいかの参考。

※「ひさぽ」について（HPから）

ひさぽ（被災者支援情報さぽーとページ）は、支援制度など被災者支援情報をご紹介するページです。ページ内のツールは、ご利用、配布自由ですが、改編や商用利用はご遠慮下さい。
支援制度を上手に活用して、被災後の生活再建にお役立て下さい。

各ツールは、内閣府「災害ケースマネジメント実施の手引き(令和5年3月)」にも掲載(133-134p, 154p)いたいただいています。

被災後の再建は必ずできますので、焦らず、あきらめず、まずは支援制度を確認してみましょう。

※NHK「避難生活＆住宅再建ガイドブック」（ひさぽへのリンクあり）NEW！

Q 見積金額が出たのですが、妥当な金額かどうか判断できません。

A 現在は施工業者が足りない状態です。職人も不足していますので災害前より高くなっています。できれば、もう1社比較のため見積りを取られることをお勧めします。

契約時、先にお金を全額要求してくるような業者には気を付けましょう。トラブルになるケースが報告されています。

Q 応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのですか？

A 応急修理登録業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。家を建てた業者や大工さんに施工してもらうことができます。応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。

Q ハウスマーカーで建てた住宅はどうしたらよいですか？

A ハウスマーカーによっては独自の構造型式認定を取得し、建てられているものがあります。それを確認してください。この場合はメーカーにお願いしてください。
在来軸組工法で建てられている住宅であれば地元の工務店でも対応可能です。

(3) 公費解体・公的支援制度・手続きについて

Q 署災証明で全壊判定でした。公的支援金が受けられるか教えてほしい。

A 修理して住み続ける場合は、応急修理費用として上限65.5万円が出ます（R5.4時点）。この場合は、原則として、仮設住宅には入居できません。（入居できる場合もあります）解体して新築する場合は、公費解体の上、被災者生活再建支援制度で最大300万円の支援が受けられます。詳しいことは自治体にお尋ねください。

融資制度としては、高齢者向け住宅ローン（リバースモゲージ）などもありますので、金融機関にお尋ねください。

また、住宅支援機構に低利の融資制度がありますのでお尋ねください。

Q 全壊判定を受けたので、公費解体を申請したい。

A 公費解体は、自治体が受け付けています。ただ、基礎、カーポートやブロック塀、固定されてない物置などは対象外になります。自治体に確認してください。
また、申請の期限がありますのでそれも確認してください。

Q 住宅は全壊判定を受けた。住んでいない住宅でも公費解体が申請できるのか知りたい。

A 基本的には、その住宅に居住しないと公費解体の申請はできません。ただ、入院や施設への入所などで一時的に住んでない場合、住民票がそこにあれば対象になります。
自治体に確認してください。（原則、空き家は公費解体、応急修理制度の対象にはなりません。）

Q 解体費用について知りたい。

A 解体には、公費解体と自費解体があります。半壊以上の建物が対象になります。

公費解体は持ち主に代わって自治体が解体業者と契約を結び解体する制度です。自費解体は、持ち主が解体業者と契約して解体を行い、解体費用は自治体から助成を受ける制度です。この場合基準単価が決まっていますので基準額を超える助成を受けることはできません。基準額についての詳細は自治体にお聞きください。

Q 住宅を建て替えた場合の支援制度について知りたい。

A 被災者生活再建支援制度があります。例えば全壊判定または解体世帯で複数世帯の場合、基礎支援金100万円、加算支援金200万円、合計300万円の支援が受けられます。

罹災の程度、世帯構成等によって支援金は変わりますので、自治体窓口にお尋ねください。

Q 住宅の応急修理制度は「半壊」「大規模半壊」認定でなければ利用できないのですか？

A 住宅の応急修理制度は「準半壊」「半壊」「大規模半壊」の被害認定を受けた住家が対象となっていますが、「全壊」の認定を受けた住家についても、修理により居住が可能となる場合は対象となりますので、市区町村にご相談ください。なお、「一部損壊」の認定を受けた住家は対象ではありません。

Q 応急修理限度額を超える住宅修理見積金額(100万円)の場合の申し込みはどうなりますか？

A 被災者負担分と、応急修理分修理見積書を作成し、各市区町村窓口に提出してください。
基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。

修理総額100.0万円の場合

[1]応急修理 ~~65.5~~^{70.6}万円以内（応急修理の対象外金額が多い場合は満額にはなりません。）

[2]自己負担 ~~34.5~~^{29.4}万円以上

Q 半壊・大規模半壊の場合の「①修繕」か「②解体」か、で被災者生活再建支援金はどうなる？

A ①修繕の場合 (R5.4時点) 【^{※1}大規模半壊】【^{※2}半壊】

【大規模半壊】[基礎支援金]^{※基1}50万円+[応急修理制度]~~65.5~~^{70.6}万円+[加算支援金]修理^{※加1}100万円

【半壊】 [基礎支援金]^{※基2}受給無+[応急修理制度]~~65.5~~^{70.6}万円+[加算支援金]修理^{※加2}500万円

(「基礎支援金」^{※基1}大規模半壊の場合50万円、中規模半壊の場合0万円、^{※基2}半壊の場合0万円)

(「加算支援金」^{※加1}大規模半壊の場合100万円、中規模半壊の場合50万円、^{※加2}半壊の場合0万円)

※[応急修理制度] [仮設住宅入居]は実質どちらかの選択だが、仮設住宅入居の対象になることが多い。

②解体の場合 (R5.4時点) 【大規模半壊】【半壊】(全壊と同じ)

[基礎支援金]~~50~~¹⁰⁰万円+[公費解体](無料)+[加算支援金]建設購入200万円+[仮設住宅]2年家賃 無料

Q 分譲マンションについては、応急修理の対象となりますか？

A 被災世帯の専用部分、及び廊下・階段等の共用部分(当該世帯の持分)が半壊以上であれば対象となります。

(4) 参考サイト：ひさぼ（被災者支援情報さぽーとページ）(永野 海弁護士 法律と防災のページ)

ひさぼ（被災者支援情報さぽーとページ） - 弁護士永野海 法律と防災のページ (naganokai.com)

<http://naganokai.com/hisapo/>

災害後の相談対応の前に、最新情報をご確認願います。

① 知っておくべき制度のポイント

- 「災害救助法」（基本法）と「被災者生活再建支援法」（適用されない災害もある）の適用、行政独自の支援制度を確認してください。
- 「罹災証明」の被害認定により、受けられる支援制度が異なります。
- 被災者が申請しないと支援は受けられません。（日本は申請主義）

●「応急修理制度」と「公費解体」は、同時に利用できません。「仮設住宅入居」は可能な場合あり。

② 被災者生活再建カード・被災者支援カード・住まいの再建ロードマップ・支援制度のパターン集

- 罹災証明の判定により使える支援制度の組み合わせを、被災者の方とお話ししながら相談対応できるツール「被災者生活再建カード」を貼って、持ち帰っていただくことができます。



・災害直後、数か月後、その後と、段階的に活用できる支援制度が適用されるので確認ください。

**半壊 世帯で
解体/修理 賃借人** の場合

注意点

この場合に、利用を考えることが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。
※あくまで典型的なパターンなので、ここにないカードでも使えることがあります。

→ここから被災者支援カードをDL

実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります。

カードで もらえる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	70.6万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア専門家支援 被災した際は、支援を希望する場合は、この制度。	火災(地震) 保険・共済 被災時保険料2割負担の場合は、この制度。	高齢・介護支援 70歳以上の方は、この制度。	賃貸住宅の賃料実態 賃料がより現実的な料金で賃貸が可能になる制度。
次の生活場所	仮設住宅 被災した際は、この制度。	?	170~ 万円	税金が戻る
カードで もらえる金額	?	万円	170~ 万円	税金が戻る
最終的な住まい	新規建築	被災生活中に亡くなったり通行は困難な場合は、この制度。	災害復興資金貸付 被災した際は、この制度。	被災者支援 被災した際は、この制度。
最終的な住まい	仮設改修	?	上限1200万円	上限1200万円
カードで もらえる金額	?	上限1200万円	上限1200万円	ローン減免
最終的な住まい	リバースモーゲージ どちらか	?	リバースモーゲージ	新規ローン融資制度
最終的な住まい	販売改修	?	リバースモーゲージ	新規ローン融資制度

**中規模半壊 世帯で
解体/修理 賃借人** の場合

注意点

この場合に、利用を考えることが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。
※あくまで典型的なパターンなので、ここにないカードでも使えることがあります。

→ここから被災者支援カードをDL

実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります。

カードで もらえる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	70.6万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア専門家支援 被災した際は、支援を希望する場合は、この制度。	火災(地震) 保険・共済 被災時保険料2割負担の場合は、この制度。	高齢・介護支援 70歳以上の方は、この制度。	賃貸住宅の賃料実態 賃料がより現実的な料金で賃貸が可能になる制度。
次の生活場所	仮設住宅 被災した際は、この制度。	?	250/500万円	250~ 万円
カードで もらえる金額	?	250/500万円	250~ 万円	税金が戻る
最終的な住まい	新規改修	被災生活中に亡くなったり通行は困難な場合は、この制度。	災害復興資金貸付 被災した際は、この制度。	被損改修 (災害改修法)
最終的な住まい	新規建築	?	50万円 (半身は3/4)	上限1200万円
最終的な住まい	リバースモーゲージ どちらか	?	上限1200万円	上限1200万円
最終的な住まい	新規ローン融資制度	?	リバースモーゲージ	新規ローン融資制度

**半壊以上 世帯で
解体/修理 賃借人** の場合

※家族などで賃貸した場合は、
注意点

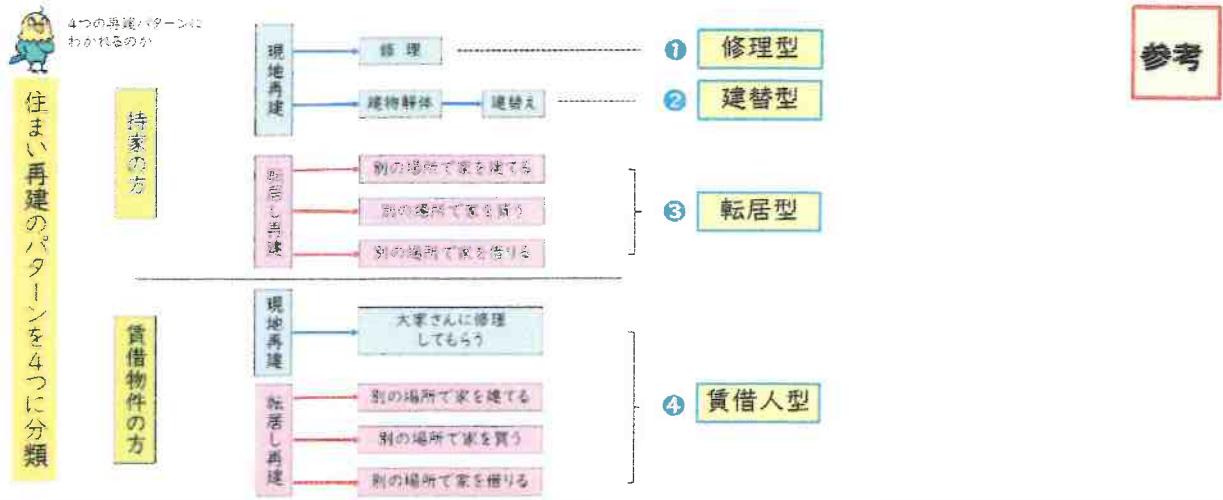
この場合に、利用を考えることが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。
※あくまで典型的なパターンなので、ここにないカードでも使えることがあります。

→ここから被災者支援カードをDL

実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります。

カードで もらえる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	100万円 (半身は3/4)	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア専門家支援 被災した際は、支援を希望する場合は、この制度。	火災(地震) 保険・共済 被災時保険料2割負担の場合は、この制度。	高齢・介護支援 70歳以上の方は、この制度。	賃貸住宅の賃料実態 賃料がより現実的な料金で賃貸が可能になる制度。
次の生活場所	仮設改修	?	250/500万円	250~ 万円
カードで もらえる金額	?	250/500万円	250~ 万円	税金が戻る
最終的な住まい	新規改修	被災生活中に亡くなったり通行は困難な場合は、この制度。	災害復興資金貸付 被災した際は、この制度。	被損改修 (災害改修法)
最終的な住まい	新規建築	?	50~200万円 (半身は3/4)	上限3700万円
最終的な住まい	リバースモーゲージ どちらか	?	評価額の6割	ローン減免
最終的な住まい	新規ローン融資制度	?	リバースモーゲージ	新規ローン融資制度

- ・単身者の基礎支援金は3/4です。
- ・賃借人の方も支援金を受けられます。



修理のロードマップ -あなたが使える支援制度と金額-

		発災直後			修理準備			修理実施			
		救援金	借金減免	貸付	さまざま	修理補助	住まい	支援金	災害復興住宅融資	支援金	税金減免
大規模半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 対象になることが多い ※賃貸どちらかを選択	50 (単身37.5)	上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	100 (単身75)	確定申告	
中規模半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 対象になることが多い ※賃貸どちらかを選択		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	50 (単身37.5)	確定申告	
半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 対象になることが多い ※賃貸どちらかを選択		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告	
準半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	下限の3分の1以上の損害 あれば150	自治体の発表を確認	34.3		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告	
一部損壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	下限の3分の1以上の損害 あれば150	自治体の発表を確認			上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告	

現地建替えのロードマップ -あなたが使える支援制度と金額-

		発災直後			建物解体			建替実施			
		救援金	借金減免	貸付	さまざま	住まい	解体補助	支援金	災害復興住宅融資	支援金	
全壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限350	自治体の発表を確認	対象になる	対象になる	100 (単身75)	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150)	確定申告
大規模半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限250 さらに増額も	自治体の発表を確認	対象になることが多い	対象になることが多い	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告
中規模半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限250 さらに増額も	自治体の発表を確認	対象になることが多い	対象になることが多い	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告
半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限250 さらに増額も	自治体の発表を確認	対象になることが多い	対象になることが多い	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告
準半壊		自治体の発表を確認	条件満たせば使える	下限の3分の1以上の損害 あれば150	自治体の発表を確認						確定申告

